

平成22年度 KVIC大規模展示会等出展支援 募集要項

北九州ベンチャーイノベーションクラブ(KVIC)のベンチャー会員及び一般会員が、新たに開発した製品や技術等の販路開拓を促進するため、KVICがブースを借り上げ、国内で開催される大規模な展示会への出展を支援します。

大規模展示会への出展希望の方は、是非この機会にご応募ください。

【主催】北九州ベンチャーイノベーションクラブ(KVIC)
北九州市
財団法人 北九州産業学術推進機構(FAIS)

1 事業内容

北九州ベンチャーイノベーションクラブ(KVIC)のベンチャー会員及び一般会員が、新たに開発した製品や技術等の販路開拓を促進するため、KVICがブースを借り上げ、国内で開催される大規模な展示会への出展を支援します。本事業に採択された方には、大規模展示会での出展のための展示小間を無償で貸与します。

2 応募資格

北九州ベンチャーイノベーションクラブのベンチャー会員及び一般会員
応募する大規模展示会の出展に関して、重複して他の公的機関から同様の支援を受けていないこと、または受けることが決定していないこと
同一企業、同一団体(共同出展含む)から3年連続の応募でないこと

3 応募方法

「平成22年度KVIC大規模展示会等出展支援事業申込書」に必要事項を記入の上、応募先まで郵送又は持参してください。郵送の場合は、4月23日(金)必着といたします。

なお、申込書は、ホームページ(<http://www.k-twc.gr.jp/kvic/>)からダウンロードできます。

4 応募期間 平成22年4月1日(木)～4月23日(金)

5 選定方法等

(1) 審査手順

応募書類にもとづき審査を行います。必要に応じて、現地訪問や調査を行います。

(2) 審査基準

新規性・独自性

市場性

市場競争力

顧客メリット(製品の利活用による顧客が受ける利益)

(3) 決定時期 平成22年5月下旬

6 選定結果

選定結果を応募者へ通知します。

7 対象展示会

国内(関東・東海・関西等)で開催される大規模展示会の展示小間を、KVICが借り上げます。ただし、対象となる展示会は、平成22年4月以降に申し込み可能な展示会で、平成23年2月末日までに開催されるものとします。

8 応募に際しての注意事項

- ・お申し込みには、募集要項、KVIC大規模展示会等出展支援に関する規約をお読みください。なお、お申し込みいただいた時点で、募集要項、KVIC大規模展示会等出展支援に関する規約に同意したものとします。
- ・提出された書類については、返却いたしません。

<応募先・問合せ先>

KVIC事務局(財団法人北九州産業学術推進機構 ベンチャー支援部) 担当: 森田

所在地: 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

AIMビル6階 北九州テレワークセンター内

TEL: 093-513-5300 FAX: 093-513-5323

E-mail: kvic@k-twc.gr.jp

ホームページアドレス <http://www.kvic.jp/>

KVIC大規模展示会等出展支援に関する規約

出展支援内容

- 1 展示小間については、北九州ベンチャーイノベーションクラブ(以下、「KVIC」という。)のベンチャー会員及び一般会員につき、1企業1小間とします。なお、会員による共同出展の場合は小間数の制限は設けません。
- 2 KVICが無償貸与する展示小間以外の出展に係る一切の経費(パラペットほか小間設営料、電気代、社名表示代等)については、出展事業者負担とします。
- 3 支援する小間料の上限は、1企業1小間あたり40万円(消費税込み)とします。また、共同出展の場合、支援する小間料の上限は、小間数に関係なく、総額で40万円(消費税込み)とします。なお、いずれも、この金額を超える小間料は出展事業者の負担とします。

出展対象物

出展対象物は、自社の製品・技術、サービスとします。

審査要件

- 1 規定する審査を受け、出展事業者となりうるのは、1年度内に1企業、1団体(共同出展者含む)に対して1回限りとします。
- 2 同一製品や技術、サービスでの出展は、1回限りとします。

実績報告

出展支援の決定通知を受けたKVICのベンチャー会員及び一般会員(以下「出展事業者」という。)は、展示会への出展が終了した日から起算して14日以内に第1回目実績報告書(様式2)を事務局に提出しなければなりません。その後、第2回目実績報告書(様式3)を別に定める期限内に事務局に提出するものとします。

KVICのPR活動への協力

出展事業者は、展示会への出展に際し、KVICのPR活動に協力するものとします。

出展事業者の責務

- 1 出展事業者は、出展した製品・技術、出展を起因とした引合いや商談内容等に関し、出展来場者等との間で問題や損失が生じた場合は、自らの責任において処理し、出展事業者がその責めを負うものとします。
- 2 出展事業者は、出展を取りやめたことにより、展示会の主催者等との間で問題や損失が生じた場合は、自らの責任において処理し、出展事業者がその責めを負うものとします。
- 3 出展事業者は、出展を取りやめた場合、速やかにKVIC事務局に報告することとします。また、出展事業者の事情による出展中止の場合、既にKVICが借り上げ、支払いを済ませた展示小間料相当経費の返還を出展事業者に後日求めることがあります。

小間の又貸しの禁止

出展事業者は、支援を受けた小間を第三者に貸すことはできないものとします。